



雇児発0930第11号
平成23年9月30日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉行政指導監査要綱の一部改正について

児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号本職通知）の別紙「児童福祉行政指導監査要綱」の一部を別添のとおり改正し、平成23年10月1日から適用することとしたので通知する。

については、内容を御了知の上、都道府県において管内市町村に周知されたい。

【改正事項】

児童福祉施設の指導監査事項として、「子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか」を追記。

(別紙)

児童福祉行政指導監査実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行												
<p>別紙</p> <p>児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) (略) (2) 「児童福祉施設」とは、雇用均等・児童家庭局所管施設、小規模型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。 (3)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 指導監査事項 指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。</p> <p>10・11 (略)</p> <p>別紙1 児童福祉行政指導監査事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施設指導監査事項 (1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉施設事項</p> <table border="1" data-bbox="165 1193 1104 1520"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1193 461 1278">主眼事項</th> <th data-bbox="465 1193 1104 1278">着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1281 461 1390">第1 適切な入所者支援の確保</td> <td data-bbox="465 1281 1104 1390">施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1393 461 1520">1 入所者支援の充実</td> <td data-bbox="465 1393 1104 1520">[児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着眼点	第1 適切な入所者支援の確保	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。	1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。	<p>別紙</p> <p>児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) (略) (2) 「児童福祉施設」とは、雇用均等・児童家庭局所管施設、小規模型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。 (3)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 指導監査事項 指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。</p> <p>10・11 (略)</p> <p>別紙1 児童福祉行政指導監査事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施設指導監査事項 (1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉施設事項</p> <table border="1" data-bbox="1155 1193 2072 1520"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 1193 1451 1278">主眼事項</th> <th data-bbox="1456 1193 2072 1278">着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 1281 1451 1390">第1 適切な入所者支援の確保</td> <td data-bbox="1456 1281 2072 1390">施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1393 1451 1520">1 入所者支援の充実</td> <td data-bbox="1456 1393 2072 1520">[児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着眼点	第1 適切な入所者支援の確保	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。	1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。
主眼事項	着眼点												
第1 適切な入所者支援の確保	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。												
1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。												
主眼事項	着眼点												
第1 適切な入所者支援の確保	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。												
1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。												

- (2) 懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。
- (3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。
- (4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができていますか。
- (5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。
- (6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。
- (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。
- (8) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。

[保育所]

(1) ~ (4) (略)

[共通事項]

(1) ~ (8) (略)

第2 (略)

別紙2 (略)

- (2) 懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。
- (3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。
- (4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができていますか。
- (5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。
- (6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。
- (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。

[保育所]

(1) ~ (4) (略)

[共通事項]

(1) ~ (8) (略)

第2 (略)

別紙2 (略)